

はじめに

第1章 総合計画の位置付け

第1節 総合計画策定の経緯

第2節 総合計画の性格

第3節 総合計画の構成と計画期間

第2章 本市をめぐる動向と課題

～基本構想策定以降の変化をふまえて～

第1節 社会経済の動向

第2節 本市の概況

第3節 21世紀初頭の本市の基本的課題

第1節 総合計画策定の経緯

1. 第3次総合計画について

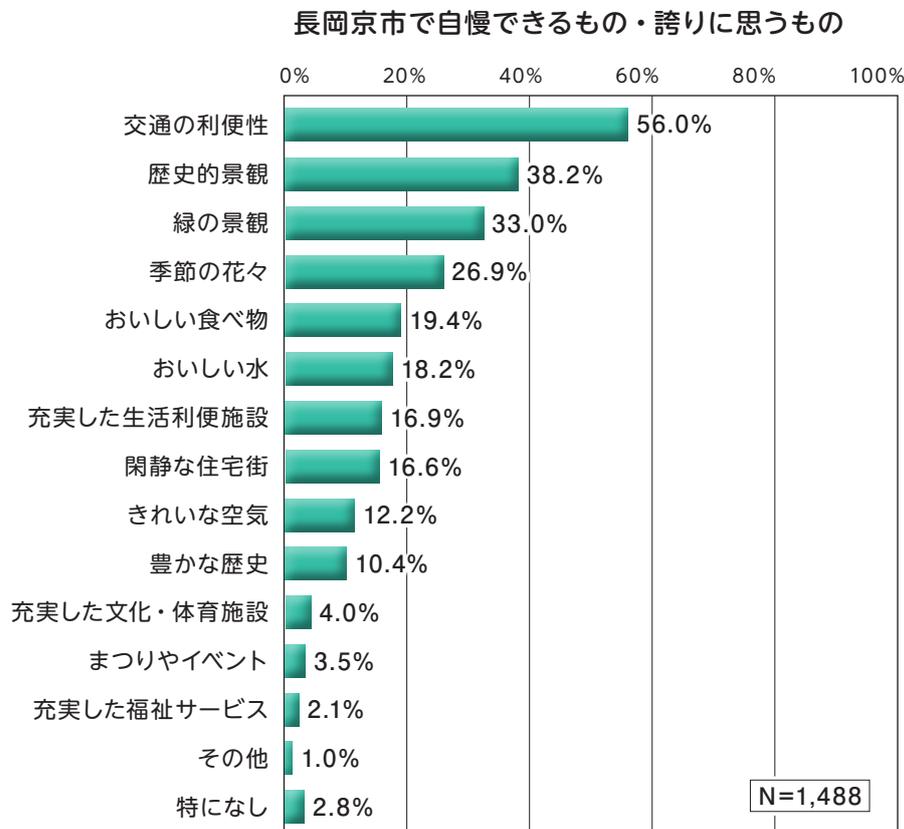
現在、本市のまちづくりは、第3次総合計画に基づいて展開しています。第3次総合計画は、バブル経済崩壊後の景気低迷が続く平成12年、21世紀の幕開けの年に策定され、平成13年度から平成27年度までの15年間を計画期間とする長期計画であり、その間の社会経済情勢の変化に対応して計画の見直しを行うこととしています。それが5年ごとに行う基本計画の策定です。

今回は、平成18年度から平成22年度の第2期基本計画の成果のうえに立って、平成23年度から平成27年度の5年間を計画期間とする第3期基本計画を策定するものです。

2. 第3期基本計画策定にあたって

市民アンケートの結果からもわかるように、市民は本市の歴史や文化、西山の緑に代表される自然に誇りを感じるとともに、京都と大阪の間に位置し、交通が非常に便利であることを評価しています。

第3期基本計画においては、このような本市の特性を踏まえて、本市が今後とも、市外の人々からみて「住んでみたいまち」であり、市民にとって「住みつけたいまち」であり続けるために求められる施策や事業を展開していくものとします。



(注) 複数回答

(資料) 平成21年度に実施した市民アンケート集計結果より

第2節 総合計画の性格

第3次総合計画は、21世紀初頭のまちづくりの方向を示すものであり、行政における施策の総合的かつ計画的な推進や適切な行財政運営の指針であるとともに、市民と行政のパートナーシップ^{※1}によるまちづくりを進めるための指針となる計画です。

第3節 総合計画の構成と計画期間

第3次総合計画は、以下の3つの部分で構成されています。

1. 基本構想

基本構想は、本市の目指すべき将来像や将来人口、土地利用構想について明らかにしたもので、平成13年度～平成27年度に至る構想です。

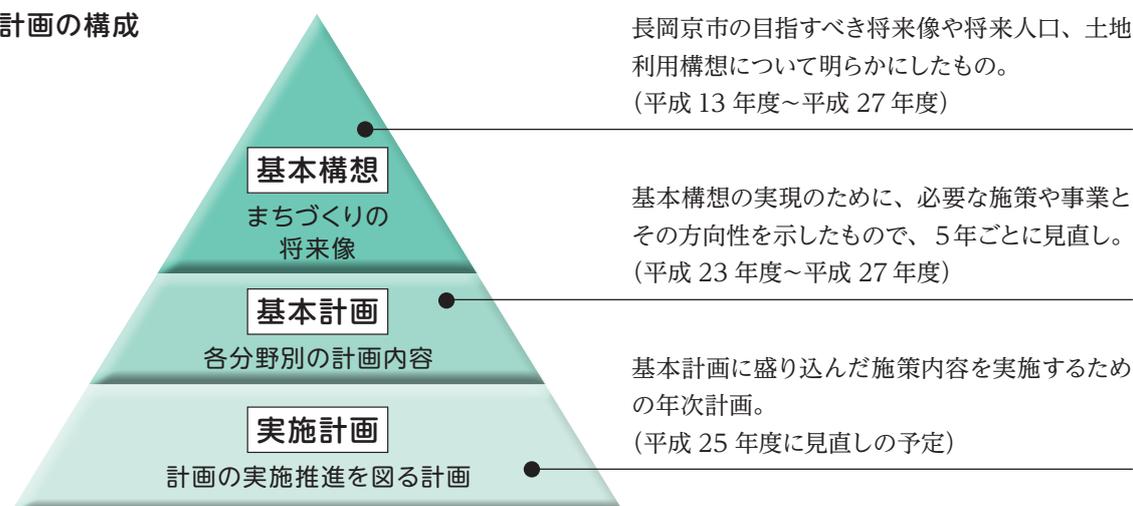
2. 基本計画

基本計画は、基本構想の実現のために、必要な施策及び事業とその方向性を示したもので、5年ごとに見直しを行います。今回策定する第3期基本計画は、平成23年度～平成27年度を計画期間としています。

3. 実施計画

実施計画は、基本計画に盛り込んだ施策内容を実施するための年次計画です。第3期基本計画においては、平成25年度に実施計画の見直しを行う予定です。また、社会環境の変化が大きかった場合には、毎年度、追加や廃止、変更も行います。

●総合計画の構成



※1 パートナーシップ…市民や市民活動団体、事業者(企業)、行政などが、お互いに信頼のおける相手であることを認め合い、連携と協力によって生み出される相乗効果により、単独では実現困難な事業を効果的に達成するための連携協力関係のこと。

第2章 本市を取り巻く動向と課題 ～基本構想策定以降の変化をふまえて～

第1節 社会経済の動向

1. 少子高齢化の進行

わが国では、平成17年に死亡数が出生数を初めて上回り、人口減少社会に突入しました。とりわけ15歳～64歳の生産年齢人口の減少は、労働力不足や、市場における消費者の減少に伴う経済の活力低下に結びつくほか、今後の地域活動の担い手となる人材の不足にもつながり、地域コミュニティ^{※1}の維持に影響することも予想されます。

少子化の背景には、社会構造、労働環境、家庭生活の価値観など、多様な要素が関係していると考えられ、広い視点から安心して子どもを産み育てることのできる社会環境を整えることが必要です。

一方で、高齢化は今後も進展することが予想されており、社会保障費がますます増加することが見込まれることから、人口構造の変化に対応し、医療保険制度や年金制度など、社会保障制度の見直しが必要になることも考えられます。

また、高齢者がいつまでも健康で、生きがいを持って地域での生活を続けられるよう、その経験や技能を生かした地域での活動や、就業機会の確保などを通じ、高齢者の自立と社会参加を図ることが求められています。

2. 環境問題の深刻化と意識の高まり

人間の社会生活や生産活動に起因する環境問題の深刻化に伴い、地球環境問題への関心が高まっており、世界的にみても、地球環境の保全や循環型資源利用の推進のための国際的な枠組みの強化に向けた動きが強まっています。

こうした中、わが国は、「2020年における温室効果ガス^{※2}排出量を1990年比で25%削減する」ことを目標とし、平成21年12月の「気候変動枠組条約第15回締約国会議」(COP15^{※3})においてその目標を国際的に表明するとともに、平成22年3月には中期目標として閣議決定しました。また、削減目標を達成するための国民運動として、「チャレンジ25キャンペーン^{※4}」が展開されています。

このような状況から、自治体においても、環境基本計画や地球温暖化対策実行計画の策定のほか、太陽光や風力など自然エネルギーの活用や、公共交通を中心とした低炭素型都市交通の構築など、低炭素型社会^{※5}を実現するための取り組みを推進することが求められています。

※1 地域コミュニティ…地域住民が生活している場所、すなわち消費や生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団のこと。

※2 温室効果ガス…地球温暖化の主因とされる二酸化炭素やメタンなど、太陽からの熱を吸収し、大気中の温度をあたためる働きのあるガス。

※3 COP15…2009年12月にコペンハーゲン(デンマーク)で開催された、温室効果ガス排出削減に関する国際的な合意形成を主な目的とした会議。

※4 チャレンジ25キャンペーン…2010年1月から「チーム・マイナス6%」に代わり、二酸化炭素削減をより進めるために国が展開している温暖化防止対策のひとつ。

※5 低炭素型社会…温室効果ガスの排出量が少ない技術の導入や社会システムが構築された社会。

3. 地球時代(交流と連携)

人・もの・情報が国境を越えて交流しあうグローバル化^{※6}が進展しています。日本を訪れる外国人の数は年々増加しており、出国日本人数も概ね増加傾向で推移しています。

経済のグローバル化も進展しており、平成20年のアメリカ合衆国の金融危機に端を発する経済不況は、全世界にその影響を及ぼしました。日本の経済もその影響を受け、大手企業の倒産だけではなく、中小企業の廃業や商業施設の閉店、雇用環境の急激な悪化を招くなど、グローバル化が地域経済や人々の生活に密接に関係していることが示されました。

また、グローバル化は経済の分野にとどまらず、文化や学術など、あらゆる分野での交流にまで広がっています。さらに、環境問題に関しては、地球温暖化の防止など、国際的な協力が不可欠となっています。

このように、地球規模での交流が広がっていることから、人と人の国境を越えた協力が必要となっており、地域においても、それぞれの持つ特性を生かし、国際的な役割を担うことが期待されています。

4. 高度情報化社会の進展

高度情報化の進展に伴い、現在、多くの人々が携帯電話やインターネットを利用する時代になりました。高度情報化の進展は、産業や生活における様々な面での利便性の向上をもたらしており、行政のホームページにおいても、行政情報の提供や公共施設予約システム^{※7}の導入など、情報化による利便性の向上が図られてきました。しかし、世代や地域によって、情報通信機器の使用や基盤整備の状況には格差がみられます。

また、平成23年7月には、地上アナログテレビ放送が終了し、地上デジタルテレビ放送に移行することで、情報通信をめぐる環境は大きく変化することになります。

このような中、だれもが等しく情報を得られるようにするためには、だれにでも情報通信設備が使いやすくなるような環境づくりや、見やすいデザインや音声情報を活用したホームページの制作などを通じて、情報格差の解消に引き続き取り組む必要があります。

※6 グローバル化… 社会的あるいは経済的な連関が、国家や地域などの境界を越え、地球規模に拡大して様々な変化を引き起こす現象。

※7 公共施設予約システム… 公共施設利用のため、インターネットに接続されたパソコンから施設予約ができるシステム。

5. 個人が尊重された自由な価値観の創造

21世紀においては、基本的人権が尊重され、人の命が輝く社会を目指し、ノーマライゼーション^{※1}のまちづくりや男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが進められています。また、児童や高齢者、障がい者の虐待などの新たな人権問題に適切に対応し、あらゆる面で個人が尊重される社会の構築が求められています。

一方、経済の成熟化によってライフスタイル^{※2}が変化し、人々の価値観の多様化も進んでいます。社会的及び経済的環境やライフスタイルが変化する中で、人々がその能力を十分に発揮するためには、性別や年齢、置かれている状況にかかわらず、自由な価値観に基づいて活動を選択することができる社会を構築することが重要です。仕事や子育て、趣味、社会貢献活動など、多種多様なライフスタイルを持つ個々人の生き方が尊重される社会の実現に向けた取り組みが求められています。

6. 地方分権の推進と行財政改革

社会環境の変化などに伴い、行政に対するニーズが高度化及び多様化してきており、これまでの中央集権型の行政システムでは対応が難しくなってきたことから、地方分権改革推進法^{※3}が成立しました。

さらに、このような取り組みを進めるため、平成21年には、地域のことは地域に住む住民が決める「地域主権」への転換という考えのもと、地域主権戦略会議^{※4}が設置され、その検討をもとに、平成22年6月に「地域主権戦略大綱」が策定されました。そこでは、国などが地方自治体に求めている事務処理やその方法の義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲、使い道が詳細に決められているいわゆる「ひもつき補助金」の一括交付金化、国の出先機関の抜本的改革などの方針が示されています。

一方で、経済の低迷に伴い、財政状況が厳しくなる自治体が増加しており、地方公共団体財政健全化法により、新たな財政健全化の指標として、4つの健全化判断比率^{※5}が設けられるなど、財政の健全性の維持がますます重要となっています。

このように、地域の自立性が高まる中で、各自治体は、個性ある地域づくりの推進と同時に、事業や施設の見直しなどによる歳出の縮減や、税収の確保や使用料の見直しなどによる歳入の強化など、財政健全化へのより一層の取り組みが求められています。

※1 ノーマライゼーション (normalization) … 高齢者も子どもも、障がいのある人もそうでない人も、すべての人が普通の生活を送る社会がノーマル (普通または当然) とする考え方。

※2 ライフスタイル (life style) … 生活様式。

※3 地方分権改革推進法 … 平成18年12月成立 (平成22年3月失効の時限法)。国と地方の役割分担や国の関与のあり方について見直しを行い、これに応じた税源配分などの財政上の措置のあり方について検討を進めるとともに、地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図ることが目的とされた。

※4 地域主権戦略会議 … 国から地方自治体に権限や財源を移す「地域主権改革」の具体策を検討、推進するため、平成21年11月に内閣府に設置。首相を議長に、総務相や財務相ら関係閣僚と自治体首長、有識者で構成される。

※5 健全化判断比率 … 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に示された指標で、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つで構成される。これらの指標が早期健全化基準や財政再生基準以上となる場合は同法に基づき、財政再生計画などを策定し、財政の健全化を図ることとされている。

7. 市民との協働による持続可能な社会づくり

これまでは、行政が主体となって多くの公共サービス^{※6}を提供してきましたが、公共サービスに対するニーズが高度化・多様化する中で、すべてを行政が担うのではなく、市民やNPO^{※7}、市民団体、企業などを含む多様な主体が分担しあい、それぞれの役割を担うという考え方が注目されるようになっていきます。地域の防犯や美化活動、地域福祉をはじめとする分野の中で、行政以外の主体がよりきめ細かなサービスを提供できる活動は多く、また、そのような活動の担い手となりうる市民団体やNPOの数も増加しています。

人を支える役割を行政だけが担うのではなく、教育や子育て、まちづくり、防犯や防災、医療や福祉などに、NPOなどの市民活動団体や地域でかかわる人々にも参画を求め、それを社会全体として応援しようという概念である「新しい公共」は、あらゆる分野で浸透しつつあります。また、「自助・互助・共助・公助^{※8}」という概念も重視されるなど、地域においても、これまで地域コミュニティの中核を担ってきた自治会と、地域力向上のため新たに立ち上げようとしている地域コミュニティ協議会^{※9}などの各主体が情報交換を図りつつ、連携して役割を分担しあう取り組みが進められています。

今後は、多様な主体と行政との協働による公共サービスの提供をますます推し進め、コミュニティにおける人々のつながりや、一人ひとりがまちづくりに関わる意識を高めることで、財政面においても、持続可能な社会づくりを進めていくことが求められます。

※6 公共サービス… 個人では解決できないことや非効率になることを社会全体で補い、提供するサービスのこと。このうち行政が実施主体となって行うものを行政サービスという。

※7 NPO… 「Nonprofit Organization」の略。利益を上げることが第一の目的とせず、社会にあるさまざまな課題（環境や福祉、まちづくり、国際交流、教育、文化、スポーツなど）を考え、その解決を組織の目的や使命に掲げて活動している民間の団体や組織のこと。NPOのうち法律により法人格を有している団体を「NPO法人（特定非営利活動法人）」という。

※8 自助・互助・共助・公助… 身の回りの問題は、まずは個人や家庭が解決にあたり、個人や家庭で解決できない問題は地域が、それもできない問題は行政が解決するという考え。

※9 地域コミュニティ協議会… さまざまな地域課題を解決するために地域が一体となり、自治会や地域各種団体を中心にさまざまな団体などが参加する小学校区単位の組織。

第2節 本市の概況

1. 人口動向・市民活動

本市は昭和30年代後半から急激な人口流入が進み、昭和40年に約2万4千8百人であった人口が10年間で約2.5倍（約6万3千5百人）になるという人口増加をみせました。昭和50年以降は、緩やかな人口増加を経て、近年ではほぼ横ばいの傾向が続いています。人口急増期に転入した人が定着することにより高齢化が進行し、65歳以上人口比率は昭和45年の4.2%から平成22年8月には21%にまで上昇し、超高齢社会^{※1}に突入しました。今後も高齢化の傾向は続くものと予想されます。

総人口は、今後5年間でピークの8万人強に達し、その後なだらかな減少傾向に移行することが見込まれています。

働く市民のうち、市外への通勤者は半数以上となっていますが、市内で様々な産業に従事する市民も少なくありません。鉄道などの交通至便の地という条件もあり、通勤や通学だけでなく、市民の生活圏や行動圏はますます広がっており、京都市や大阪方面との結びつきは強くなっています。

また、自主的なまちづくりグループの活動や、行政計画立案段階からの市民の参画などまちづくりにおける市民活動が活発になってきており、市民と行政の役割分担のもとでパートナーシップのまちづくりを進めています。

2. 生活環境・産業

工業は、東部地域や市街地内に早くから多数の工場が立地しており、地域との協調に配慮しつつ生産活動を行っています。これらの工場は、付加価値の高い先端的な電気・機械系企業が中心をなし、雇用や地域経済などの面で、本市を支えています。しかし、経済状況の変化から中小企業も含め企業活動の伸び悩みがみられ、重要な課題となっています。

商業は、地域の身近な商店街や人口急増に伴って立地した大型店舗のほか、専門店や多様なサービス業も増加してきましたが、商業を取り巻く環境の変化の中、京都第二外環状道路や阪急新駅の完成など、新しい都市基盤の状況を踏まえた商業環境の整備が必要になっています。

農業は、丘陵地で営まれているタケノコづくりが長い歴史と知名度を持っています。また、優良な農地が計画的に保全されており、都市近郊の立地条件を生かした特産物（ナス、花菜など）の生産などが行われ、地産地消^{※2}の取り組みも進んでいます。しかし、担い手不足は深刻な課題となっており、効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成や充実を進める必要があります。また、農業に興味を持つ市民にも、身近に農業に触れることができる機会の提供が期待されています。

※1 超高齢社会 …65歳以上の人口の総人口に占める割合が21%以上になった社会。

※2 地産地消 …地元産農林産物の流通を促進し、地域内自給率を高めるとともに、安心・安全な地元産農林産物の安定供給や、生産者と一般市民との相互理解と互惠関係の構築を図ること。

3. 地理特性・都市基盤・圏域の動向

市内には、南北に流れる小畑川沿いの平坦地に市街地や工業用地、農地が広がり、その西側には美しい竹林が広がるなだらかな丘陵と、その背後には穏やかな稜線を見せる西山山地が連なっています。

交通軸^{※3}として、道路は名神高速道路、国道171号が市の東部を南北に通っています。さらに広域的な東西軸となる京都第二外環状道路の整備は、平成24年度末に完了予定であり、道路交通や、鉄道やバスといった公共交通などの総合的な交通体系づくりが大幅に進展することになります。これに伴い、阪急新駅と京都市（京阪淀駅）や八幡市、宇治市などを結ぶ地域間連携バス路線設置の構想を進めています。

鉄道では、東海道新幹線が市の東部を、JR東海道本線と阪急京都線が市の中央部を縦貫し、JR長岡京駅と阪急長岡天神駅は市の玄関口としての役割を果たしています。また、平成24年度末には阪急の新駅が完成するとともに、周辺の整備が進められる予定です。

既存の鉄道駅周辺には商店街や大型店舗、あるいは都市サービス機能が集中していますが、特にJR長岡京駅西口には、総合交流センターをはじめとする各種公共施設や、各種商業施設、さらには市営駐車場などの生活利便施設が整備されています。一方で、阪急長岡天神駅周辺の中心市街地においては、歩道の整備による歩行者の安全確保などの課題が残されています。

都市景観においては、工場跡地や農地転用などによる住宅開発の進行、京都第二外環状道路の建設や阪急の新駅の設置、阪急長岡天神駅周辺の整備などの都市基盤整備に伴う地域の大きな変化が予想される中、魅力ある都市景観を形成するため、「長岡京市景観計画」や「長岡京市景観条例」に基づき、行政や市民、事業者などが協力したまちづくりを進めています。

また、京都府の府政運営の方針である「明日の京都」の山城地域振興計画（平成23年1月～平成27年3月）では、乙訓地域、山城中部地域、相楽地域からなる山城地域は、京都・奈良・大阪を結ぶ歴史文化軸上に展開する歴史的な文化地域で、圏域内人口は約71万人に及び、京都市を除く府内人口の約60%を占めているとしています。同計画では、本市を含む山城地域における施策展開の方向性として、「地域力でつながり、支え合う山城ならではの「活力・協働・安心」の地域共生社会の構築」が示されており、本市と近隣自治体は、京都府南部都市広域防災連絡会などで連携しています。

特に本市と向日市、大山崎町の乙訓2市1町は歴史的にもつながりが強く、3つの一部事務組合（乙訓環境衛生組合、乙訓福祉施設事務組合、乙訓消防組合）をはじめ行政サービスの面で連携が図られているほか、周辺の地域も含めた広域的な枠組で、旧街道の歴史的な町並みなどの地域資源を活用し、魅力の向上を図る取り組みを進めています。

※3 交通軸…地域の連携や防災機能の向上を図り、市内の交通網を効率的かつ効果的に活用できるような中心的役割を果たすもの。

第3節 21世紀初頭の本市の基本的課題

1. 21世紀のコミュニティづくり

ライフスタイルや価値観の多様化が進む中で、市民の地域とのかかわり方も変化してきています。行政はこれまで、市民がより住みよいまちづくりに向けて、各種の施設を整備するとともに、生涯学習やスポーツ活動、コミュニティづくりなど、市民の自主的な活動を支援するための様々な施策を展開してきました。

今後も、教育や文化、福祉、環境など、あらゆる分野における市民の自主的な活動を支援するとともに、活動の成果を生かすことができる機会の提供などを通じて、地域社会に貢献できる人づくりを進めていく必要があります。

また、これからは、行政の支援に加えて、地域で脈々と活動を続けている自治会や、地域コミュニティ協議会の設立などを通じ、市民が主体的にお互いを支え合い、助け合うことで、地域の課題を解決することができるような仕組みづくりを進めていく必要があります。

2. 少子高齢社会への対応

女性の社会進出や核家族の増加など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。そのような中、本市では、親子のふれあいや親同士の交流の場として、つどいの広場などの設置を進めてきました。今後も、次世代育成支援行動計画に基づき、保育サービスの充実をはじめ、時代の要請に応じた子育て支援を推進していくことが求められます。

また、高齢化が進む中、高齢者福祉計画や介護保険事業計画に基づいた福祉サービスの充実にも努めてきましたが、今後も、だれもがいきいきと健康に暮らせるよう、福祉・保健・医療が連携して総合的な健康づくりを進めることが求められます。

さらに、団塊の世代やそれに続く世代が定年退職を迎え、地域で活動する機会の増加が予想されることから、地域社会において、生きがいつくりにつながる交流の場を充実していくことが必要です。

3. 「安心」と「快適」の結びついた居住環境づくり

市民生活の基礎となる都市基盤整備については、上下水道や河川などの整備が着実に進み、道路や鉄道などの交通基盤については、京都第二外環状道路と阪急新駅の整備が完了することで、さらに便利となることが期待されます。

今後も、幹線道路や生活道路が有機的なつながりを持ち、円滑な自動車交通と歩行者及び自転車が共存できるまちづくりを進めるとともに、整備が必要な部分が残る中心市街地の歩道については、バリアフリー^{*1}に配慮したみちづくりを引き続き進めていく必要があります。

^{*1} バリアフリー … 障がい者や高齢者などが生活するうえで妨げとなる物理的障壁や社会的な障壁がないこと。

また、近年頻発している集中豪雨などによる災害から市民の生命と財産を守るため、長岡京市水循環再生プラン^{※2}の策定などを通じ、浸水対策をはじめとする災害に強い都市基盤整備を進めるとともに、地域ぐるみでの防災活動や防犯活動を促進していくことが必要です。

さらに、景観計画や景観条例に基づき、行政や市民、事業者などが協力して、美しいまちなみを次代に引き継いでいくことが求められています。

4. 「地球の健康」の一翼を担うまちづくり

「環境の都」長岡京市環境都市宣言」を行った本市では、自然と共生する持続可能な社会を目指し、長岡京市環境基本計画や長岡京市地球温暖化対策実行計画に基づき、身近な地域環境の保全に取り組んでいます。

また、今ある豊かな自然を守り、新たな緑を育てる活動の一つとして、多様な主体で構成する西山森林整備推進協議会を中心に、緑の保全と育成の取り組みが進められています。

今後は、市民一人ひとりが環境に配慮したライフスタイルを確立し、ごみの減量化や分別収集、リサイクルなどの取り組みを一層進め、環境負荷の低減に努めるとともに、みどりのサポーターなどによる緑化や美化活動などを通じて、公園や河川、住宅地など、市街地でのうるおいある空間を形成していくことが必要とされています。

5. 産業の活性化を支えるまちづくり

農業では、食糧の生産基盤、保水能力や景観要素、まちのゆとりとうるおいをつくり出す空間など多面的な機能を持つ農地を、本市の重要な資源として位置付け、農地の保全や農業の担い手不足への対応を進めてきました。今後は、これらに加えて、安心・安全な地元の食材を提供する地産地消の取り組みを進めることが必要とされています。

商業では、商工会及び各商店街の活動支援を進めてきましたが、京都第二外環状道路と阪急新駅の周辺整備に伴う人の流れの変化を視野に入れた商業環境づくりなど、環境の変化を踏まえた振興が重要です。

工業では、大きな経済状況の変化に即応できるような支援策の整備や立地企業の流出防止に加え、交通利便性を生かした新規立地を促進していく必要があります。

観光では、長岡京市観光戦略プランに基づいて、観光の視点を含むまちづくりを進めてきました。今後も、市民と来訪者がともに満足できる持続可能な観光振興に取り組み、地域全体の魅力向上を図ることが必要です。

※2 長岡京市水循環再生プラン … 都市化の進展に伴い、失われつつある健全な水循環機能を再生するとともに浸水被害リスクを軽減する目的で、雨水の貯留浸透施設や既存水循環機能の保全と整備を行うための基本計画。

6. 高度情報化社会への対応

本市では、業務における情報化を推進するとともに、ホームページを活用して、市政情報を効果的に発信するための工夫を重ねてきました。

今後は、地域の情報化を進めるため、これまでに整備してきた地域イントラネット^{※1}をはじめとする情報基盤を活用して、市民や企業、各種団体との間で、教育や福祉などのあらゆる分野における情報交流の活発化を図ることが必要です。また、こうした情報基盤を有効に活用していくためには、市民がアクセスしやすく、セキュリティ対策の整ったシステムを、安定的に維持する必要があります。

7. まちづくりにおける連携の拡大

本市ではこれまで、「広域化」をキーワードに、京都府南部地域や乙訓・八幡地域など、近隣の自治体との連携を強化してきました。特に地域の資源や歴史、文化を共有する乙訓地域においては、施策の合理化を目指してこれまでに行ってきた広域行政の枠を超え、都市の魅力向上や活性化にもつながる都市連携を進めてきました。

今後は、近隣自治体との連携に加えて、官学連携の視点で大学などとの連携を強化し、本市単独では解決することが難しい広域的、学術的または専門的な課題にも対応していく必要があります。

8. 「参画」と「協働」のまちづくりへ

地方分権の流れにより、自治体が担う役割が大きくなっている一方で、財政状況は厳しさを増しています。さらに、市民ニーズの多様化が進み、行政のみで地域の課題を解決することが困難になっています。

そのため、行政が取り組むべき施策や事業の選択と集中を進めるとともに、市民や企業など、地域における多様な主体とのパートナーシップをさらに強化し、福祉や教育をはじめとする様々な分野の課題を、協働して解決していく必要があります。

本市では、市民参画^{※2}と協働^{※3}のまちづくりを進めるため、広報紙やホームページを通じた情報提供のほか、多くの審議会などへの市民公募委員の参画や市民ワークショップ^{※4}の開催、市民団体の育成などに積極的に取り組んでおり、市民の自主性に基づいたまちづくり活動も活発になってきています。

今後も、市民協働のまちづくり指針及び市民協働のまちづくり推進計画に基づき、参画と協働のまちづくりに向けて、市民との情報共有を進めながら、地域の多様な主体と行政とのネットワークをさらに強化していく必要があります。

※1 地域イントラネット… インターネットの技術を活用し、特定の地域内の公共施設などを結ぶ地域公共ネットワーク。

※2 市民参画… 市が施策を実施するとき、計画段階から市民に情報を公開して広く意見を募り、計画への参加を促すこと。

※3 協働… 異なる多様な主体が、公共的な分野における共通の目的や課題に対して、責任と役割分担を明確にし、連携しながら取り組むこと。

※4 市民ワークショップ… 市民をはじめとする複数のメンバーが集まり、「ファシリテーター」と呼ばれる進行役を中心に、問題解決に向けて参加者全員で討論を行う手法。